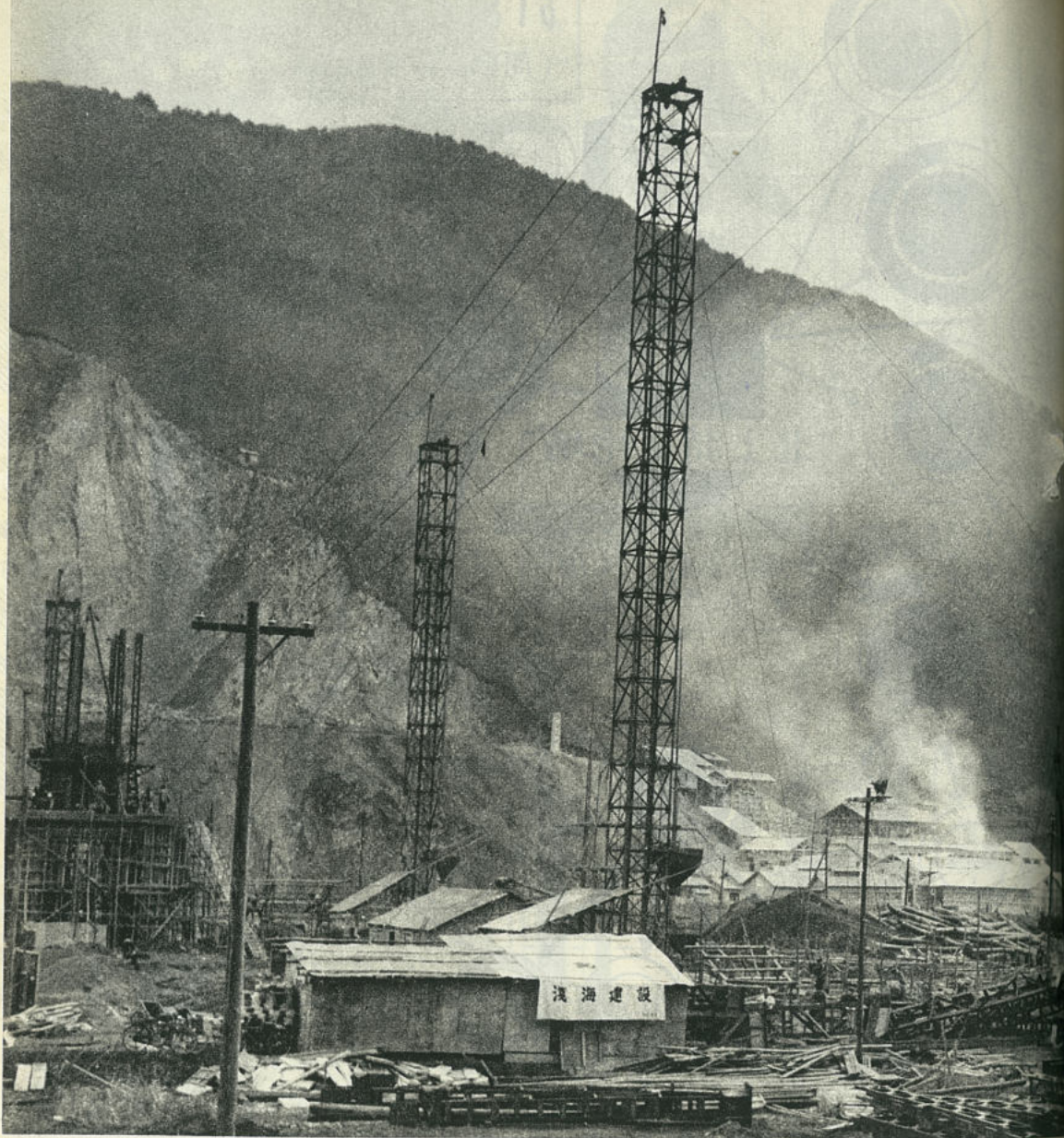
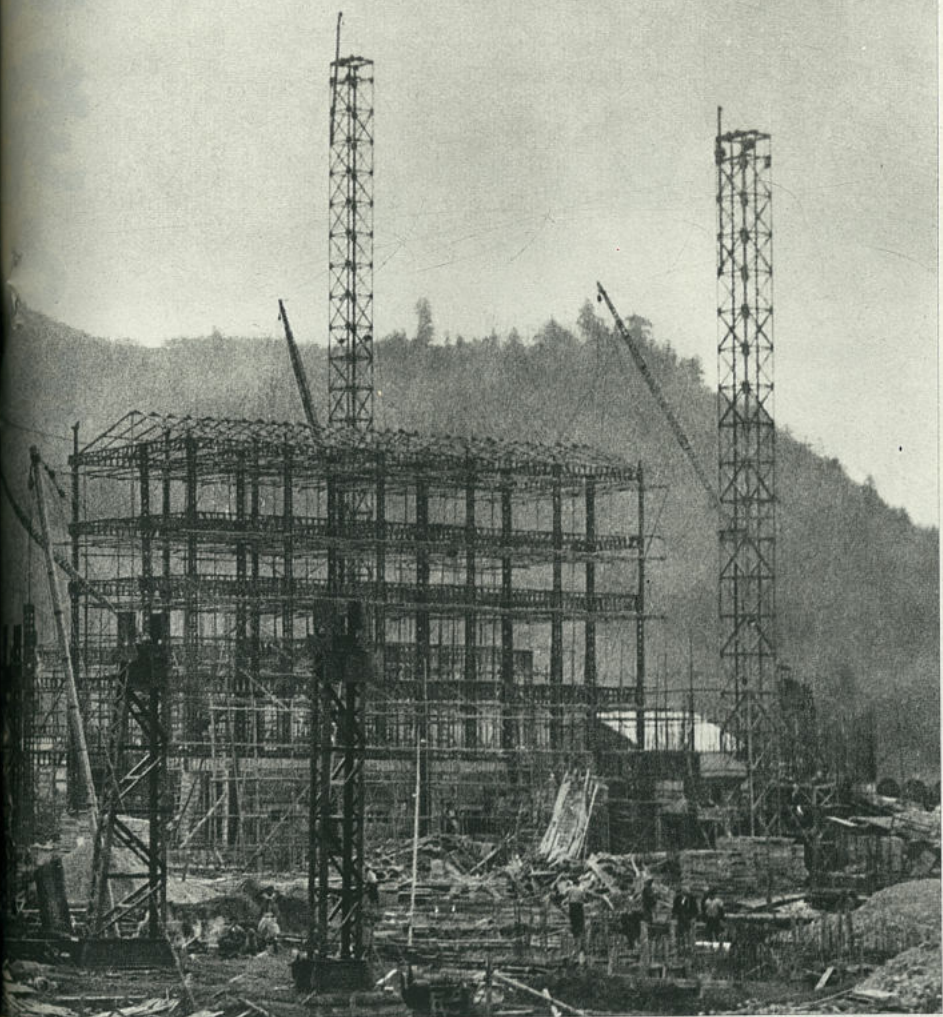


# 東北三法と岩手

本県に建設中の東北開発会社(株)セメント工場



国土総合開発法にもとづく、全県特定地域化とともに、東北七県民千二百万の宿願であった「東北開発三法」が成立し、これを契機として、長年にわたる国の貧弱な施策から後進地域として、とりのこされていた東北に始めて積極的、本格的な開発施策がとられることになったことは、岩手県の開発が二段がまえで進められることを約束されるものであり、その成果に大なる期待が寄せられている。

東北開発三法とは ①東北開発促進法 ②東北開発株式会社法 ③北海道・東北開発公庫法、の三つの法律である。この法律のねらいは………

## ①東北開発促進法

この法律の目的は、東北地方における資源の総合的开发を促進するために、必要な基本的なルールを定めており、その最も有利な内容としては、開発計画にもとづく重要な事業は、国の補助率を二割増額支給できるようにしたことである。

また、東北開発審議会がおかれ、東北開発促進計画の基準や、東北開発会社(株)の事業の基準を調査審議して、政府に報告決議することになった。

## ②東北開発株式会社法

東北興業(株)を拡充して東北開発株式会社とし、会社の直営事業や投資とくに公共的性格の強い企業を営むことにした。

事業の範囲は肥料工業、電気化学工業、水産と鉱産資源開発、水面埋立事業、農村工

東北開発会社(株)では、本県の東磐井郡東山、松川両村にまたがってセメント工場を建設中である。本年の六月には工場が完成し、年産セメント二十四万トンが生産される。すでに松川駅からは鉄道の引込線が完成するなど工事は順調に進んでいる。

## ③北海道東北開発公庫法

この法律は資金面で東北の開発を促進する機能を営ませるため、従来の北海道開発公庫法の地域的な業務範囲を拡大して東北七県の地区を加え、これに必要な修正をしようとするものである。

この北海道、東北開発公庫が行った融資は昭和三十二年十一月末で、十四件、十五億一千万円であったが、県内の各社からは約三十億円の融資を希望する申請が出されており、そのうち融資が決定しているのは五社で、総額六億二千五百万円である。

この五社のうち、鉱山関係は二社、精錬関係二社、その他一社である。

これらからみても岩手県の未開発のなかでも地下資源の開発に重点がおかれていることがわかる。

このほか近く同公庫から融資が決定されるものは更に、数件予定されている。

岩手県の総合開発は、これらの法律によって企業誘致をはじめ、開発効果が大きい期待できる。